

箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」・ロゴマーク使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別記「箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」」及び「箱根ジオパークのロゴマーク」（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、キャラクター等を適正に普及させ、もって箱根ジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する著作権その他一切の知的財産等に係る権利は、箱根ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）を構成する神奈川県、箱根町、小田原市、真鶴町、湯河原町、南足柄市（以下「構成市町等」という。）に帰属する。

(対象者)

第3条 キャラクター等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一条の目的に賛同し、この要綱に規定する手続きを行うすべての者が使用することができる。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び箱根ジオパークの理念に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他、協議会会長（以下「会長」という。）がキャラクター等の使用について、不相当と認めた場合

(使用承認の申請について)

第4条 キャラクター等を使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」・ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)(以下「使用承認申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協議会に属する団体(個人)が営利目的以外で使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

2 キャラクター等を使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)の販売を希望する申請者は、申請者の情報、商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウトや原稿などを記載した企画書を使用承認申請書に添付しなければならない。

3 第1項で定める営利目的とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商品に主要デザイン(対象物中における意匠範囲1面(頁)の1/2以上の範囲に使用する場合。以下同じ。)として使うもの
- (2) 販売促進目的の媒体に主要デザインとして使うもの
- (3) その他、会長が「営利目的」と判断したもの

(使用承認等について)

第5条 会長は、前条第1項の規定により使用承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該利用が箱根ジオパーク構想の推進や構成市町等のPRに寄与すると認めるときは、申請者に対し、「箱根ジオパーク・ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第2号)(以下「使用承認(不承認)通知書」という。)」により通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付することができる。

2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に対し、「使用承認(不承認)通知書」により通知するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用の承認期間が終了し、再度使用の承認を受けようとするものは、第5条第1項の規定により使用承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 箱根ジオパークの知名度を向上させていくため、営利の使用を含め、当分の間、キャラクター等の使用料は無料とする。

(協力金)

第8条 キャラクター等を営利目的で使用する場合は、別に定める基準により協力金を協議会に納めるものとする。ただし営利目的であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除する。

- (1) 協議会に所属する団体（個人）が使用するもの
- (2) 教育目的（火山防災、自然科学等）に使用するもの
- (3) 箱根ジオパークの紹介を目的とした雑誌・Web・新聞記事等に使用するもの
- (4) その他、箱根ジオパーク推進協議会会長が特に認めたもの

2 会長は、納められた協力金を寄付金として受け入れ、圏域内に位置するジオサイトの保全と整備を図るために活用するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 5条の規定によりキャラクター等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容のみに限定して使用し、会長が付した使用条件に従うこと
- (2) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) マニュアル等に基づき正しく使用すること
- (4) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない
- (5) 箱根ジオパークのイメージを損なう使用をしないこと
- (6) 使用物件は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと
- (8) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号（「©2014 箱根ジオパーク はこじ郎#●●●●」又は「©2014 hakone-geopark. hakojiro#●●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」・ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)(以下「使用変更承認申請書」という。)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、申請者に対し、「箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」・ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)(以下「使用変更承認(不承認)通知書」という。)」により通知するものとする。

3 会長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に対し、「使用変更承認(不承認)通知書」により通知するものとする。

4 第2項に規定する「使用変更承認(不承認)通知書」の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(承認の取り消し等)

第11条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認(前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合、又は違反することが判明した場合

(2) 申請に虚偽又は不正があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めた場合

2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に「箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」・ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)(以下「使用承認取消通知書」という。)」により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 会長は、第1項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 第1項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

6 会長は、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第 12 条 協議会は、この要領による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(事故、苦情等の処理)

第 13 条 使用物件に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、協議会はその責を負わないものとする。

(情報の公開)

第 14 条 協議会は、キャラクター等の使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 15 条 この要綱に関する事務は、箱根町企画課ジオパーク推進室が行う。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるものの他、キャラクター等の取扱いに係る必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 9 月から適用する。